

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況（採用試験による平成27年度中の採用者数）

区分	一般事務等	保育士	保健師
採用者数	35人	5人	1人

(2) 職員の退職者数（平成27年度中）

区分	定年退職	早期退職	普通退職
退職者数	30人	2人	2人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

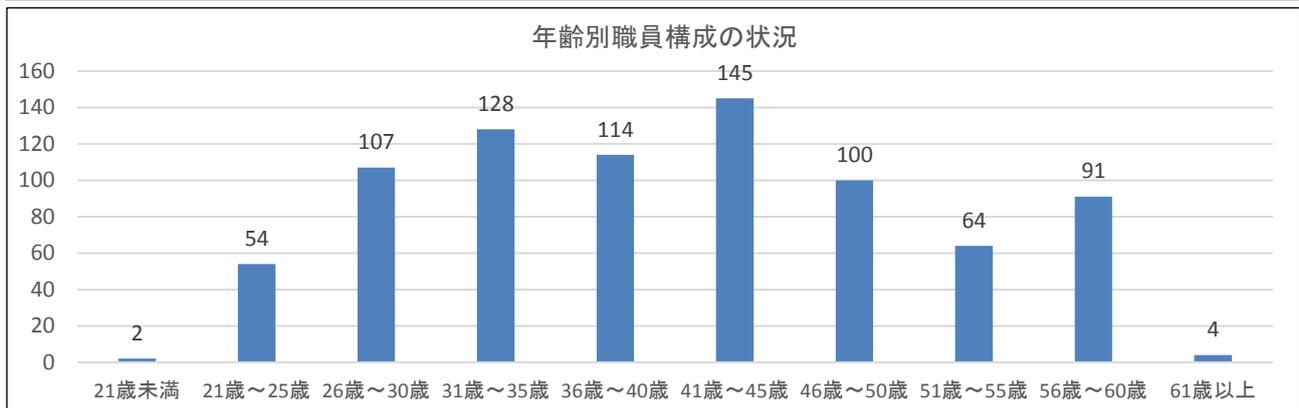
区分	部門	平成27年度	平成28年度	対前年度増減数
一般行政	議会、総務、税務、民生、衛生、労働、農林、商工、土木	593人	600人	7人
一般行政以外	教育	133人	130人	▲3人
	普通会計 合計	726人	730人	4人
公営企業等会計	水道・下水道	41人	42人	1人
	国民健康保険事業・介護保険事業等	38人	37人	▲1人
	公営企業等会計 合計	79人	79人	0人
	合計	805人 [828]人	809人 [828]人	4人

注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、市長、副市長、教育長、那須地区広域行政事務組合への派遣職員は含みません。

2 []内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）

区分	21歳未満	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳以上	計
職員数	2人	54人	107人	128人	114人	145人	100人	64人	91人	4人	809人



(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況（平成28年4月1日現在）

定員適正化数値目標

- ・平成24年4月1日職員数：813人
- ・平成28年4月1日職員数：784人
- ・純減数：29人
- ・純減率：3.6%

定員適正化計画の年次別目標

期日	目標	実績
平成24年4月1日	813人	812人
平成25年4月1日	803人	795人
平成26年4月1日	801人	795人
平成27年4月1日	795人	806人
平成28年4月1日	784人	809人

注) 職員数実績欄の平成24年度及び平成25年度には、栃木県からの派遣職員を1人含みます。

2. 職員の給与等の状況

総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	平成26年度
住民基本台帳人口 (平成27年1月1日現在)	118,516 人
歳出額 (A)	49,905,846 千円
実質収支	2,466,421 千円
人件費 (B)	6,259,446 千円
人件費率 (B ÷ A)	12.54 %
(参考) 平成25年度の人件費率	12.81 %

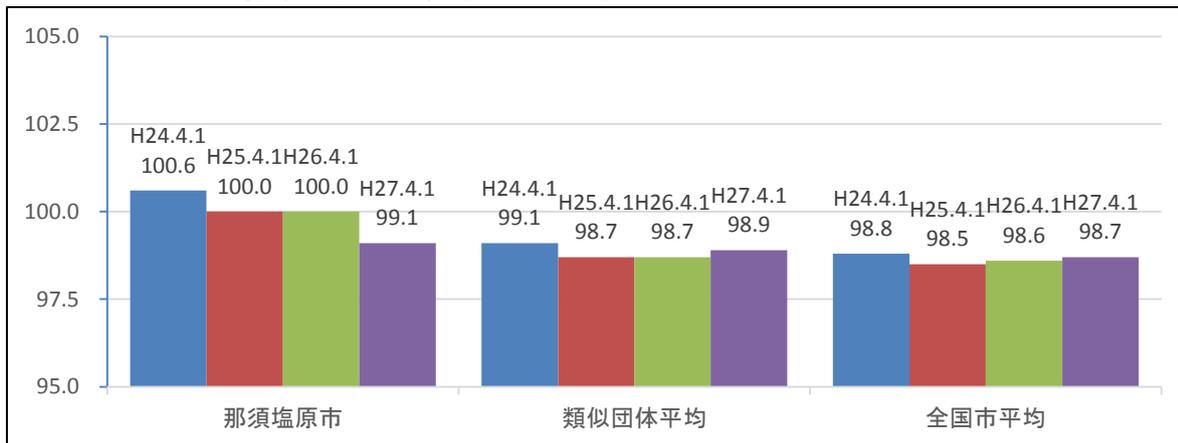
注) 普通会計とは、「地方財政状況調査」の区分による普通会計に属する予算です。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	平成28年度
職員数 (A)	755 人
給料 (1)	2,799,247 千円
職員手当 (2)	674,295 千円
期末勤勉手当 (3)	1,071,160 千円
給与費 (B = 1 + 2 + 3)	4,544,702 千円
1人当たりの給与額 (B ÷ A)	6,019 千円

注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値です。

職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	一般行政職	技能労務職
平均年齢	41.2 歳	50.7 歳
平均給料月額	313,300 円	325,000 円
平均給与月額	390,000 円	350,000 円

- 注) 1 給料月額とは、各職種の職員の基本給です。
 2 給与月額とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の合計です。
 3 一般行政職とは、一般職員のうち、税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員です。

(2) 初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		初任給		2年後の給料	
一般行政職	大学卒	176,700 円	1級25号給	190,200 円	1級33号給
	高校卒	149,000 円	1級 9号給	160,200 円	1級17号給
技能労務職	高校卒	142,000 円	1級17号給	151,500 円	1級25号給
	中学卒	134,000 円	1級 9号給	142,000 円	1級17号給

(3) 学歴別・経験年数別平均給料月額の状況（各年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	254,800 円	306,822 円	352,418 円
	高校卒	224,500 円	237,900 円	313,866 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	311,157 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

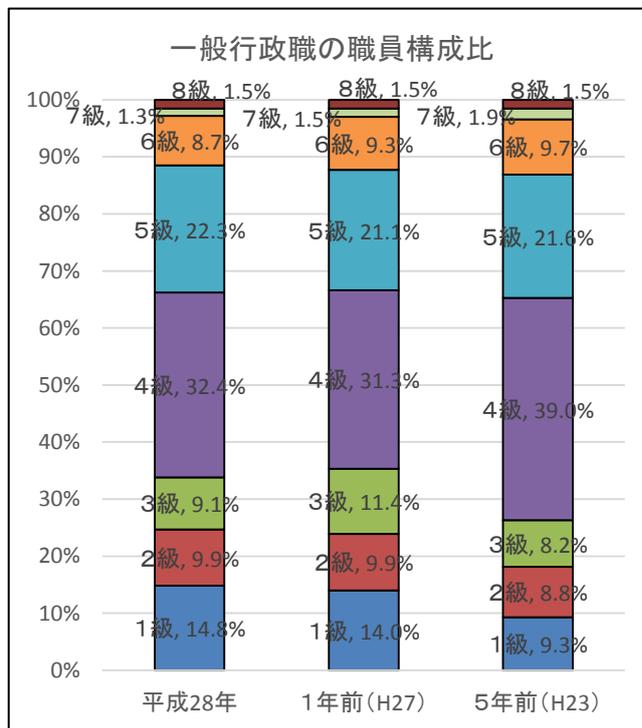
- 注) 1 技能労務職高校卒には、経験年数15年以下の職員がいません。
 2 技能労務職中学卒には、経験年数20年以下の職員がいません。

一般行政職の級別職員数の状況

(平成28年4月1日現在)

区分	職名	職員数	構成比
8級	困難な職務を分掌する参事	8人	1.5%
7級	参事 困難な業務を分掌する副参事	7人	1.3%
6級	副参事 困難な業務を分掌する主幹	46人	8.7%
5級	主幹 副主幹	117人	22.3%
4級	主査	170人	32.4%
3級	主任	48人	9.1%
2級	困難な業務を分掌する主事、 技師、保健師、看護師、 准看護師、保育士、管理栄養士	52人	9.9%
1級	主事、技師、保健師、看護師、 准看護師、保育士、管理栄養士	78人	14.8%

注) 那須塩原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当の状況（平成28年4月1日現在）

時期	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分	0.77 月分
1 2 月期	1.375 月分	0.77 月分
合計	2.6 月分	1.54 月分

加算措置の状況

・職制上の段階、職務の級等による加算措置……役職加算 5%～20%

(2) 退職手当の状況（平成28年4月1日現在）

区分	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度	49.59 月分	49.59 月分
1人当たり平均支給額 ※	1,151 千円	22,007 千円

※平成27年度支給実績から算出したものです。

注) その他の加算措置として、応募認定退職の場合 2%～45%の加算があります。

(3) 調整手当の状況（平成28年4月1日現在）

調整手当の支給はありません。

(4) 特殊勤務手当の状況

区分	平成27年度	平成26年度
支給実績額	780 千円	753 千円
支給職員 1人当たり平均支給年額	9,280 円	11,066 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	11.2 %	9.4 %

・手当の種類（手当数）（平成28年4月1日現在） 6

特殊勤務手当一覧表（平成28年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給実績 ※
動産差押及び強制執行業務手当	市税徴収に従事する職員	動産差押又は強制執行	日額 500円	1 千円 [9 千円]
感染症予防手当	保健業務従事職員	感染症予防若しくはまん延予防のための消毒作業又は感染症患者の療養指導	日額 500円	0 千円 [0 千円]
行旅死亡人等の収容作業手当	福祉事務所に勤務する職員	行旅病人の収容作業	日額 1,000円	0 千円 [6 千円]
		行旅死亡人の収容作業	1回 6,500円	150 千円 [78 千円]
ごみ収集作業手当	那須塩原クリーンセンターに勤務する職員	粗大ごみの収集作業	日額 500円	275 千円 [268 千円]
	不法投棄物の回収作業に従事する職員	不法投棄物の回収作業	日額 500円	38 千円 [33 千円]
危険不快作業手当	高所深所での不安定な作業に従事する職員	高所深所での不安定な箇所での作業	日額 500円	1 千円 [0 千円]
	夜間の除雪、災害予防作業等に従事する職員	夜間における除雪、災害予防作業等	日額 500円	38 千円 [13 千円]
	野犬猫、有害鳥獣等の捕獲又は死体処理に従事する職員	野犬猫、有害鳥獣等の捕獲又は死体処理	日額 500円	271 千円 [346 千円]
非常災害業務手当	災害本部が設置された場合に、災害現場において救護又は復旧に従事する職員	災害現場における救護又は復旧	市長が別に定める額	6 千円 [0 千円]

※上段は平成27年度決算、下段[]内は平成26年度決算の額です。

(5) 時間外及び休日勤務手当（平成27年度決算）

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成27年度決算額	329,640千円	538千円
平成26年度決算額	279,832千円	473千円

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 ※	支給職員1人当たり平均支給年額 ※
扶養手当	配偶者月額 13,000円 配偶者以外月額 6,500円 職員に配偶者がいない場合はそのうち1人について 11,000円 満16歳から満22歳までの年度末までの子 月額5,000円加算 満22歳の年度末までの子 月額500円加算	異なる	満22歳の年度末までの子 月額500円加算	68,038千円 [68,504千円]	218,772円 [219,564円]
住居手当	貸家 月額27,000円以内	同じ		30,709千円 [29,153千円]	274,191円 [280,321円]
通勤手当	交通機関利用 運賃額 交通用具利用 通勤距離に応じ	異なる	通勤距離の区分	44,550千円 [43,533千円]	72,204円 [72,074円]
宿日直手当	宿日直勤務 1回 4,200円	同じ		2,201千円 [2,167千円]	5,932円 [6,282円]
休日勤務手当	休日の勤務 1時間当たり給料の135%	同じ		-	-
管理職手当	部長 月額 76,000円 支所長等 月額 68,000円 参事 月額 62,000円 本庁の課長 月額 58,000円 支所の課長 月額 52,000円 副参事 月額 46,000円 施設長等 月額 40,000円	異なる	手当額	77,304千円 [75,470千円]	585,636円 [580,538円]
管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急に週休日又は休日に勤務したとき 参事 1回 8,000円 副参事 1回 6,000円 主幹・副主幹 1回 4,000円 週休日等又は週休日等以外の深夜に処理することを要することが明白な臨時又は緊急性のある業務、その他の公務の運営の必要がある勤務を行ったとき 参事 1回 4,000円 副参事 1回 3,000円 主幹・副主幹 1回 2,000円	同じ		99千円 [0千円]	3,808円 [0円]
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員 世帯主扶養有り 月額17,800円 世帯主扶養無し 月額10,200円 上記以外 月額 7,360円	同じ		2,528千円 [3,456千円]	54,948円 [55,745円]

※上段は平成27年度決算、下段[]内は平成26年度決算の額です。

3. 特別職の報酬等の状況

特別職の報酬等一覧表（平成28年4月1日現在）

区分	給料月額等	期末手当（支給割合）	退職手当（算定方式）
市長	給料 960,000円	3.15月分	給料月額×100分の42×在職月数
副市長	給料 755,000円	3.15月分	給料月額×100分の25×在職月数
議長	報酬 510,000円	3.15月分	—
副議長	報酬 450,000円	3.15月分	—
議員	報酬 420,000円	3.15月分	—

4. 勤務時間の状況

(平成28年4月1日現在)

- ・勤務時間：7時間45分勤務（午前8時30分から午後5時15分まで）
- ・休憩：正午から午後1時まで



5. 休暇及び休業の状況

(1) 年次有給休暇取得状況（平成27年度）

- ・平均取得日数：11.5日

※市長部局の一般職に属する職員（中途退職者、育児休業取得者等を除く）

(2) 休暇の種類

種類	内容
年次有給休暇	一年度につき20日間与えられる休暇（前年度からの繰り越しを含めて、一年度につき40日間を限度）
病気休暇	疾病・負傷で療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇（期間は90日以内）
特別休暇	結婚、出産、ボランティア、忌引、夏季休暇等、特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間は、それぞれ条例で定められた日数、期間）
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護のために勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間は、それぞれ条例で定められた日数、期間）
組合休暇	労働組合の業務又は活動に従事するために認められる休暇（期間は1年につき30日以内）

(3) 育児休業及び介護休暇の取得状況（平成27年度中に新たに取得したもの）

種類	女性	男性
育児休業	16人	0人
介護休暇	0人	0人

6. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成27年度）

区分	降任	免職	休職
人数	0人	0人	5人

公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し降任、免職及び休職の処分を行うものです。

(2) 懲戒処分（平成27年度）

区分	戒告	減給	停職	免職
人数	1人	0人	1人	0人

職員の執行上の義務違反や全体の奉仕者としてのふさわしくない非行があった場合、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し戒告、減給、停職および免職の処分を行うものです。

7. 営利企業等の従事の状況

平成27年度中の営利企業等従事の許可件数

区分	機能別消防団員	その他	計
件数	0件	124件	124件

8. 職員の研修の実施状況

平成27年度中の受講件数

区分	受講件数
那須地区広域行政事務組合による共同研修	453人
栃木県市町村振興協会研修	89人
日本経営協会研修	19人
市町村アカデミー研修	7人
市単独研修	128人
自治大学校	1人
計	697人

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持増進対策（平成27年度中の健康診断等受診者数）

区分	対象者	受診者数等
定期健康診断	全職員（臨時職員含む）	593人
人間ドック	30歳以上の職員	459人
脳健診	全職員	294人
メンタルヘルスカウンセリング	全職員	126件
メンタルヘルス研修会	全職員	57人
ストレスチェック	全職員	682人

(2) 災害補償の実施の状況（平成27年度）

地方公務員災害補償基金に加入しており、平成27年度中6件が公務災害として認定されています。

10. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成27年度中に新たな措置要求はありませんでした。

地方公務員法で職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に市から適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。

11. 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成27年度中に新たな不服申し立てはありませんでした。

地方公務員法で職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申し立て（審査請求または異議申し立て）をすることができることになっています。

12. 職員からの苦情処理の状況

平成27年度中に新たな苦情はありませんでした。

那須塩原市職員の苦情相談に関する要綱に基づいて相談がなされ、処理したものです。

13. 等級及び職制上の段階ごとの職員数

○行政職給料表

平成28年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人数	割合	職名	人数	備考	人数	割合	職制上の段階				
1級	1 主事又は技師の職務 2 保健師、看護師、准看護師、保育士又は管理栄養士の職務	111	15.0%	主事	89		286	38.6%	係員級				
				技師	3								
				保健師	3								
				保育士	15								
				管理栄養士	1								
2級	1 困難な業務を分掌する主事又は技師の職務 2 困難な業務を分掌する保健師、看護師、准看護師、保育士又は管理栄養士の職務	94	12.7%	主事	72	再任用職員5名を含む	233	31.5%	係長級				
				技師	4								
				保健師	4								
				保育士	13								
				管理栄養士	1								
3級	主任の職務	81	10.9%	主任	81	再任用職員6名を含む							
4級	主査の職務	233	31.5%	主査	190	指導主事4名、再任用職員1名を含む	233	31.5%	係長級				
				係長	39								
				副園長	2								
				所長	1	再任用職員							
				場長	1	再任用職員							
5級	1 副主幹の職務 2 主幹の職務	154	20.8%	副主幹	25	管理主事1名、指導主事5名、指導主事兼社会教育主事1名を含む	86	11.6%	係長級				
				係長	49								
				副園長	11								
				副所長	1								
				5級	1 副主幹の職務 2 主幹の職務	154	20.8%	室長	4		68	9.2%	課長補佐級
								園長	11				
								所長	4	再任用職員1名を含む			
								館長	7	再任用職員6名を含む			
								場長	2				
								課長補佐	38				
6級	1 困難な職務を分掌する主幹の職務 2 副参事の職務	50	6.8%	課長	35		50	6.8%	課長級				
				参事監	2	再任用職員							
				室長	1								
				館長	9								
				所長	2								
				出張所長	1								
7級	1 困難な職務を分掌する副参事の職務 2 参事の職務	9	1.2%	部長	3		17	2.3%	部長級・参事級				
				事務局長	2								
				支所長	2								
				課長	1								
				副参事(管理主事)	1								
8級	困難な職務を分掌する参事の職務	8	1.1%	部長	5		8	1.1%					
				事務局長	1								
				会計管理者	1								
				課長	1								
合計		740	100.0%		740		740	100.0%					

※企業会計に属する職員を除く